

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合に 評価されることとなっております。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えておりますので、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて公表いたします。

算定条件

※ 下記に該当する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定

対象疾患：肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪

※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定できない

※ 診断および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の

内容等を診療録に記載していること

※ 算定開始年度の翌年度以降において、前年度の実施状況を情報公表すること

令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況（令和7年4月～令和8年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
尿路感染症	人数	3	2	3	1	1	2	1	0	4	2	5	3	27
	日数	19	16	16	6	1	9	7	0	20	3	20	14	131
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	0	0	15
慢性心不全の憎悪	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
合計	人数	3	2	3	1	1	2	3	0	5	3	5	3	31
	日数	19	16	16	6	1	9	27	0	30	8	20	14	166